

令和7年度総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会 総会

日時：令和7年5月17日（土）13：30～

会場：長良川スポーツプラザ大会議室

次 第

1 幹事長あいさつ

2 協議事項

- | | |
|---|------------|
| (1) 令和6年度総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会
事業報告及び収支決算について | P1～2 |
| (2) 「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」の登録基準の見直しに伴う
県協議会諸規程の改定について | P3～9
別紙 |

3 報告事項

- | | |
|---|--------|
| (1) 登録クラブの委員選出について | P10 |
| (2) 令和7年度総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会
事業計画及び収支予算について | P11～12 |
| (3) 認証制度について | P13～14 |
| (4) SC 全国ネットワークの取組について | P15～17 |

4 事務連絡

県スポーツ少年団との合同研修会 7月11日（金）午後～ 県庁ミナモホール

5 地区委員会

令和7年度総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会(ぎふ清流SCネット)総会
出席者名簿

委員						
No.	委員の出欠	地 区	市町村名	クラブ名	出席者①(委員)	出席者②
1	○	岐 阜	岐阜市	長森・日野スポーツクラブ	澤 田 照 美	
2				精華スポーツクラブ		
3	○			みわスポーツクラブ	笠 井 佐 利	
4	×			長良西スポーツクラブ	(委 任 状)	
5	×			やないづスポーツクラブ		
6	○		羽島市	はしまモアスポーツクラブ	立 花 智 美	
7	○			はしま南部スポーツ村	岩 田 幸 弘	
8	×			はしまなごみスポーツクラブ	(委 任 状)	
9	○		瑞穂市	NPO法人link-upみずほ	北倉利治(委任)	
10	○			(公社)ぎふ瑞穂スポーツガーデン	古 田 憲 司	森 川 賢 二
11	×		山県市	NPO法人Team-yamagata Sports Club	(委 任 状)	
12	○		本巣市	スポーツクラブもとす	吉 村 優 治	翠 正 勝
13	×		岐南町	アクティブクラブGINAN	(委 任 状)	
14	×			NPO法人スポーツ振興協議会	(委 任 状)	
15	○	西 濃	大垣市	NPO法人FCヴィオーラ	横 山 常 彦	
16	×			岐阜協立大学アスリート育成クラブ	(委 任 状)	
17	○		海津市	スマイルクラブこん平田	近藤武司(委任)	児 玉 泉
18	○			(一社)南濃スポーツクラブ	服 部 忠 久	徳 永 真 由 美
19	○		垂井町	NPO法人Let'sたるい	波 賀 野 里 美	
20	○		神戸町	NPO法人ごうどスポーツクラブ	河 合 功	
21	○		輪之内町	輪之内スポーツクラブ	菱 田 健 一 郎	
22	○		安八町	NPO法人NPO総合体操クラブ	岸 田 美 也 子	
23	○		池田町	NPO法人いけだスポーツクラブ	高 橋 慎 一 郎	
24			大野町	おおのスポーツクラブ		
25	○	中 濃	関市	せきスポーツクラブ	野 口 正 人	
26	○			NPO法人キウイススポーツクラブ	桑 原 直 樹	
27	×			上之保ほほえみスポーツクラブ	(委 任 状)	
28	○			(一社)せき西部ふれあいSC	山 田 耕 太 郎	
29	×			倉知スポーツクラブ	(委 任 状)	
30	×			中部学院大学スポーツカレッジ	(委 任 状)	中 島 昭 裕
31	○		郡上市	NPO法人スポーツフラッグG	立 石 太	
32	×			(一社)郡上ブルーズスポーツクラブ	(委 任 状)	
33	○	可 茂	可児市	(一社)可児UNICスポーツクラブ	長 屋 良 則	塚本志保・中田多美
34	×			NPO法人FCV	(委 任 状)	
35	○		八百津町	チャレンジクラブ802	今 井 正 通	瀬 瀬 秀 行
36	○		白川町	(一社)スポーツリンク白川	渡 辺 靖 代	
37	○		川辺町	川辺スポーツクラブ	可 児 真 由 美	土 屋 文 子
38	○		御嵩町	(一社)みたけスポーツ・文化倶楽部	水 野 嘉 博	松 浪 保 夫
39	○		坂祝町	坂祝スポーツクラブ	若 井 健 太	
40	○		東白川村	NPO法人青空見聞塾	村 雲 辰 善	
41		東 濃	多治見市	KSCこいずみ総合クラブ		
42	○		恵那市	あけちクラブ	鈴 木 英 昭	
43	○			えなイースト総合スポーツクラブ	今 井 郷 美	
44	○		中津川市	認定NPO法人つけちスポーツクラブ	片 田 洋 一 郎	
45	×			NPO法人やさかイキイキ倶楽部	委 任 状	
46	×			NPO法人Viva中津川	(委 任 状)	
47	×			中京学院大学クラブ	(委 任 状)	
48	×		瑞浪市	NPO法人稲津スポーツ・文化クラブ	(委 任 状)	
49	○	飛 騨	下呂市	NPO法人萩原スポーツクラブ	森 本 容 功	
50	○			下呂温泉しらさぎスポーツクラブ	桂川英文(委任)	
51	×		飛騨市	(一社)飛騨シューレ		
52	×			ひだチャレンジクラブ	(委 任 状)	
53	×		高山市	NPO法人飛騨高山アクティブスポーツクラブ	(委 任 状)	
委員出席人数				委任状		委員以外
31				16		10
				47		41

常任幹事

No.	出欠	上記名 簿と兼	役員	所属名	氏 名
1	○		幹事長	(一社)スポーツリンク白川(学識)	野 尻 悟
2	×		副幹事長	朝日大学(学識)	築 瀬 歩
3	○		副幹事長	(公財)岐阜県スポーツ協会(学識)	畑 中 ちづる
4	○	No.19	常任幹事	NPO法人Let'sたるい(学識)	波 賀 野 里 美
6	○	No.15	常任幹事	NPO法人FCヴィオーラ	横 山 常 彦
7	○	No.26	常任幹事	NPO法人キウイススポーツクラブ	桑 原 直 樹
8	○	No.40	常任幹事	NPO法人青空見聞塾	村 雲 辰 善
9	○	No.44	常任幹事	認定NPO法人つけちスポーツクラブ	片 田 洋 一 郎
10	×	No.51	常任幹事	NPO法人飛騨高山アクティブスポーツクラブ	室 屋 透

委任状

7

2

オブザーバー

(5人は重複)

No.	出欠	所属名・役職	氏 名
1	○	県観光文化・スポーツ部地域スポーツ課 地域・パラスポーツ振興係・主査	谷 河 恵 治
2	○	岐阜薬科大学 健康・スポーツ科学研究室・准教授	千 葉 洋 平
3	○	名古屋大学教育発達科学研究科教育科学専攻博士前期課程1年	堀 聡 音

3

3

事務局

No.	出欠	役職	所属名	氏 名
1	○	事務局長	(公財)岐阜県スポーツ協会	武 藤 智 志
2	○	スポーツ推進課長	(公財)岐阜県スポーツ協会	平 岩 徹
3	○	スポーツ推進課長補佐 兼生涯スポーツ係長	(公財)岐阜県スポーツ協会	梅 野 剛
4	○	クラブアドバイザー	(公財)岐阜県スポーツ協会	藤 堂 綾 子
5	○	主事	(公財)岐阜県スポーツ協会	浅 井 杏 平

5

5

参加合計

51

協議事項(1)
令和6年度総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会(ぎふ清流SCネット) 事業報告

【県協議会事業】

○総会及び地区委員会

事業名	期 日	会 場	備考
総会	6月5日(水)	長良川スポーツプラザ	27クラブ31名
地区委員会	6月5日(水)	長良川スポーツプラザ	交流会等について

○常任幹事会

事業名	期 日	会 場	備考
第1回常任幹事会	5月21日(火)	GMC	R5事業報告・決算について
第2回常任幹事会	8月1日(木)	オンライン	幹事長及び副幹事長の選出について
第3回常任幹事会	1月30日(木)	ハイブリット	登録審査結果・R6事業計画・決算について

○専門部会

事業名	期 日	会 場	備考
第1回専門部会	7月22日(月)	オンライン	研修会の内容について

○登録審査委員会

事業名	期 日	会 場	備考
登録審査委員会	1月15日(水)	GMC	R7申請審査53クラブ

○研修会

事業名	期 日	会 場	備考
第1回研修会(希楽々理事長、SC全国幹事長渡辺優子氏)	6月5日(水)	長良川スポーツプラザ	22クラブ,29名

○地区交流事業

事業名	期 日	主管クラブ	備考
(岐阜)ファミリーバドミントン大会	10月5日(土)	Team-yamagata	5クラブ,48名
(西濃)ノルロゲウォーク	11月24日(日)	Let'sたるい	4クラブ,30名
(中濃)交流会打合せ会議・ディスクゴルフ体験会	7月27日(土) 11月24日(日)	キウイススポーツクラブ	5クラブ,32名
(可茂)シャワークライミング交流会	7月28日(日)	青空見聞塾	4クラブ,12名
(東濃)カヌー体験会	7月26日(金)	つけちスポーツクラブ	5クラブ,35名
(飛騨)シッティングバレーボール体験会	12月21日(土)～ 22日(日)	飛騨高山アクティブス スポーツクラブ	2クラブ,200名

【全国協議会事業】

事業名	期 日	会 場	備考
SC全国協議会 総会	5月30日(木) 2月20日(木)	JPSO及びWeb	幹事長及び事務局

【東海ブロック事業】

事業名	期 日	会 場	備考
東海ブロッククラブネットワークアクション2024 第1回実行委員会	8月1日(木)	オンライン	内容について・ 若者プロジェクト
東海ブロッククラブネットワークアクション2024 第2回実行委員会	11月29日(金)	アイリス愛知	当日の役割分担の 確認等
東海ブロッククラブネットワークアクション2024	11月30日(土)	アイリス愛知	4クラブ6名

協議事項(1)

令和6年度総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会(ぎふ清流SCネット)
収支決算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当初予算額	決算額	差異	備 考
I 事業活動収入の部				
1 会費・入会金収入	430,000	430,000	0	
1 総合型クラブ登録費	430,000	430,000	0	登録クラブ登録費10,000円×43クラブ
2 雑収入	1,000	519	481	
1 受取利息	1,000	519	481	預金利息
3 補助金等収入	500,000	500,000	0	
1 岐阜県スポーツ協会助成金	500,000	500,000	0	スポーツ推進事業助成金(田口福寿会)
事業活動収入計(A)	931,000	930,519	481	
II 事業活動支出の部				
1 事業費	931,000	657,867	273,133	
1 会議費	0	5280	△ 5,280	研修会講師 打合せ
2 旅費交通費	235,000	106,790	128,210	会議等出席旅費 52,651円 研修会講師 旅費 50,920円 研修会講師 送迎 444円
3 通信運搬費	15,000	6,232	8,768	後納郵便 6,232円
4 消耗品費	11,000	5,321	5,679	事務消耗品 5,321円
5 印刷製本費	0	0	0	
6 燃料費	0	0	0	
7 賃借料	54,000	25,400	28,600	会議室使用料 23,000円 駐車場使用料 2,400円
8 諸謝金	120,000	32,000	88,000	研修会講師 謝金
9 租税公課	0	0	0	
10負担金支出	215,000	215,000	0	全国協議会への登録費納入 215,000円(5,000円×43クラブ)
11助成金支出	266,000	252,934	13,066	地区事業助成金 252,934円(6地区分)
12支払手数料	15,000	8,910	6,090	振込手数料 8,910円
事業活動支出計(B)	931,000	657,867	273,133	
事業活動収支差額(A)－(B)	0	272,652	△ 272,652	
当期収支差額(C)	0	272,652	△ 272,652	
前期繰越収支差額(D)	472,000	414,783	57,217	
次期繰越収支差額(D)+(C)	472,000	687,435	△ 215,435	繰越

総合型地域スポーツクラブ全国協議会 登録基準 改定対比表

令和6年12月18日時点

現行の登録基準			改定案			変更内容
基本基準		必ず満たすべき運用ルール	基本基準		必ず満たすべき運用ルール	
分類	個別基準		分類	個別基準		
(1)活動実態に関する基準	①多種目(複数種目)のスポーツ活動を実施している。	・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。	(1)活動実態に関する基準	①多種目(複数種目)のスポーツ活動を実施している。	・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。	【定期的なスポーツ活動種目】 ・①JSPO公認スポーツ指導者養成種目、②JSPO公認スポーツ指導者未養成種目、③その他の種目で整理します。 ・類似種目は、JSPO公認スポーツ指導者養成種目か否かを判断基準とします(例:サッカーとフットサルは別種目、バスケット3x3は同一種目)。
	②多世代(複数世代)を対象としている。	・次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員※2がいる。 (世代区分) A)未就学児 B)小学生 C)中学生 D)高校生(～18歳) E)～29歳 F)～39歳 G)～49歳 H)～59歳 I)～69歳 J)70歳～		②多世代(複数世代)を対象としている。	・次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員※2がいる。 (世代区分) A)未就学児 B)小学生 C)中学生 D)高校生(～18歳) E)～29歳 F)～39歳 G)～49歳 H)～59歳 I)～69歳 J)70歳～	【「会員」の考え方】 ・申請したクラブが会員として扱っている者を会員としてみなします。 【移行措置期間】 ・移行措置に関する表記は削除します。
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している※3 ・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者(以下「公認スポーツ指導者」という。)を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。※3		③適切なスポーツ指導者を配置している。	・日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者を養成している競技・種目の定期的な教室活動の指導者のうち少なくとも1名は日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格(ただし、スポーツリーダーは除く)を有している。なお、日本スポーツ協会が同等と認める関連資格保有者も可とする。※3	【必ず満たすべき運用ルール】 ・左記の通り変更します。 【移行措置期間】 ・令和11年度登録認定時までとし、令和12年度登録申請時からは移行措置を終了します。
	④安全管理体制を整備している。	・緊急連絡体制を整備している。※4		④安全管理体制を整備している。	・クラブの各スポーツ活動における安全管理を日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格(ただし、スポーツリーダーは除く)が担っている。なお、日本スポーツ協会が同等と認める関連資格保有者も可とする。※3 ・緊急連絡体制を整備している。※4	【必ず満たすべき運用ルール】 ・左記の通り変更します。 【移行措置期間】※運用ルール1点目のみ ・令和11年度登録認定時までとし、令和12年度登録申請時からは移行措置を終了します。 【申請書類】※運用ルール2点目 ・緊急事態発生時の対応方針が分かる資料(緊急時のマニュアル・フロー・連絡体制図など)を申請書類として提出することとします。
			(2)運営形態に関する基準	⑤クラブマネジャー等に専門的知識を有する者を配置している。	・クラブマネジャー、事務局員または役員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。※3	【個別基準】 ・(1)活動実態に関する基準から(2)運営形態に関する基準に変更し、新たな個別基準⑤を設けます。 【必ず満たすべき運用ルール】 ・JSPO公認マネジメント資格保有者の対象を、クラブマネジャー、事務局員に加え、役員も対象に含めます。 【移行措置期間】 ・令和11年度登録認定時までとし、令和12年度登録申請時からは移行措置を終了します。
(2)運営形態に関する基準	⑥地域住民が主体的に運営している。	・規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の所在する市町村※6の住民である(又は当該市町村の住民と当該市町村に近隣の市町村の住民を合算すると過半数である)。 ・非営利組織である。※7		⑥地域住民が主体的に運営している。	・規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の所在する市町村※6の住民、在勤者または在学者である(前述の要件を満たせない場合は、総合型クラブが所在する市町村並びに当該市町村に近隣の市町村の住民、在勤者及び在学者を合算すると議決権を有する者の過半数となる)。 ・非営利組織である。※7	【必ず満たすべき運用ルール】 ・「議決権を有する者」の対象を、クラブの所在する市町村の住民だけではなく、在勤・在学者も対象とします。 【申請書類】 ・役員名簿の提出は不要とし、住民や在勤・在学者の人数等、「議決権保有者の構成」を申請書類として提出することとします。
(3)ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等※5の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。	(3)ガバナンスに関する基準	⑦規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等※5の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。	・変更なし
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。		⑧事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録が提出されている。	
※1:定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。 ※2:会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す(月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない)。ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。 ※3:当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。 ※4:不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。 ※5:規約・会則・定款等を指す。 ※6:特別区は市町村に準ずる。 ※7:営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。			※1:定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。 ※2:クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。 ※3:令和11年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない(令和12年度登録申請時からは移行措置を終了する)。 ※4:不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。 ※5:規約・会則・定款等を指す。 ※6:特別区は市町村に準ずる。 ※7:営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。			

R7 登録クラブ委員一覧表					
地区名	No.	市町村名	ク ラ ブ 名	委員名	クラブでの役職
岐 阜 (14)	1	岐阜市	長森・日野スポーツクラブ	澤田 照美	理事長
	2		精華スポーツクラブ	名和 弘八	理事長
	3		みわスポーツクラブ	笠井 佐利	理事長
	4		長良西スポーツクラブ	杉本 昭一	理事
	5		やないづスポーツクラブ	川添 肇	会長
	6	羽島市	はしまモアスポーツクラブ	立花 智美	会長
	7		はしま南部スポーツ村	岩田 幸弘	理事長
	8		はしまなごみスポーツクラブ	福田 正明	理事
	9	瑞穂市	NPO法人Link-upみずほ	小森 姿磨子	事務局長
	10		(公社)ぎふ瑞穂スポーツガーデン	古田 憲司	事務局長
	11	山県市	NPO法人Team-yamagata Sports Club	民谷 千寿子	理事長
	12	本巣市	スポーツクラブもとす	吉村 優治	会長
	13	岐南町	アクティブクラブGINAN	小野木 千敏	理事長
	14		NPO法人スポーツ振興協議会	平松 宗勝	理事長
西 濃 (12)	15	大垣市	NPO法人FCヴィオーラ	横山 常彦	代表
	16		一般社団法人岐阜協立大学アスリート育成クラブ	河村 道彦	クラブマネジャー
	17	海津市	スマイルクラブこん平田	浅野 弘久	理事長
	18		(一社)南濃スポーツクラブ	服部 忠久	理事長
	19	垂井町	NPO法人Let'sたるい	波賀野 里美	クラブマネジャー
	20	神戸町	NPO法人ごうどスポーツクラブ	河合 功	理事
	21	安八町	NPO法人NPO総合体操クラブ	岸田 美也子	事務局長
	22	池田町	NPO法人いけだスポーツクラブ	樋口 達夫	事務局長
	23	大野町	おおのスポーツクラブ	白木 慎治	会長
	24	輪之内町	輪之内スポーツクラブ	菱田 健一郎	副理事長
中 濃 (8)	25	関 市	せきスポーツクラブ	野口 正人	理事長
	26		NPO法人キウイスportsクラブ	桑原 直樹	理事長
	27		上之保ほほえみスポーツクラブ	加藤 浩一	理事
	28		(一社)せき西部ふれあいSC	山田 耕太郎	クラブマネジャー
	29		中部学院大学スポーツカレッジ	鈴木 壯	理事長
	30		倉知スポーツクラブ	春見 隆	会長
	31	郡上市	(一社)郡上ブルーズ スポーツクラブ	今園 貴史	事務局長
	32		NPO法人スポーツフラッグG	立石 太	副理事長
可 茂 (8)	33	可児市	NPO法人FCV	野村 次郎	理事長
	34		(一社)可児UNICスポーツクラブ	長屋 良則	理事長
	35	八百津町	チャレンジクラブ802	今井 正通	理事長
	36	白川町	(一社)スポーツリンク白川	渡辺 靖代	クラブマネジャー
	37	川辺町	川辺スポーツクラブ	可児 真由美	理事長
	38	御嵩町	(一社)みたけスポーツ・文化倶楽部	水野 嘉博	専務理事
	39	坂祝町	坂祝スポーツクラブ	若井 健太	事務局
	40	東白川村	NPO法人青空見聞塾	村雲 辰善	理事長
東 濃 (8)	41	多治見市	KSCこいずみ総合クラブ	友田 義光	会計
	42	恵那市	あけちクラブ	鈴木 英昭	事務局長
	43		えなイースト総合スポーツクラブ	今井 郷美	クラブマネジャー
	44	中津川市	NPO法人つけちスポーツクラブ	片田 洋一郎	事務局長
	45		NPO法人やさかいキイキ倶楽部	吉村 典恭	事務局長
	46		NPO法人Viva中津川	小川 弘美	クラブマネジャー
	47		中京学院大学クラブ	横谷 淳	クラブマネジャー
	48	瑞浪市	NPO法人稲津スポーツ・文化クラブ	柴田 増三	事務局長兼クラブマネジャー
飛 騨 (5)	49	下呂市	NPO法人萩原スポーツクラブ	森本 容功	事務局長
	50		下呂温泉しらさぎスポーツクラブ	熊崎 幸一	会長
	51	飛騨市	一般社団法人飛騨シュール	山田 ゆかり	代表理事
	52		ひだチャレンジクラブ	川合 保忠	会長
	53	高山市	NPO法人飛騨高山アクティブスポーツクラブ	室屋 透	理事長

報告事項(2)

令和7年度総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会(ぎふ清流SCネット) 事業計画

【県協議会事業】

○総会及び地区委員会

事業名	期 日	会 場	対 象
総会	5月17日(土)	長良川スポーツプラザ	常任幹事及び委員
地区委員会	5月17日・2月7日	長良川スポーツプラザ	常任幹事及び委員

○常任幹事会

事業名	期 日	会 場	対 象
第1回常任幹事会	4月24日(木)	オンライン	常任幹事
第2回常任幹事会	10月9日(木)	ハイブリット	常任幹事
第3回常任幹事会	1月29日(木)	ハイブリット	常任幹事

○専門部会

事業名	期 日	会 場	対 象
第1回専門部会	5月9日(金)	集合	部会員及び事務局
第2回専門部会	10月6日(月)	オンライン	部会員及び事務局

○登録審査委員会

事業名	期 日	会 場	対 象
登録審査委員会	1月14日(水)	GMC	幹事長及び事務局

○その他の事業

事業名	期 日	会 場	対 象
スポーツ少年団との連携事業(合同研修会)	7月11日(金)	県庁 ミナモホール	登録クラブ・市町村スポーツ少年団
研修会	2月7日(土)	県クラブ研修会と同会場	登録クラブ・市町村行政等
地区交流事業	通年	各地区	登録クラブ・市町村行政等

【全国協議会事業】

事業名	期 日	会 場	対 象
SC全国協議会 総会	2月中旬～下旬	JPSO及びWeb	幹事長及び事務局

【東海ブロック事業】

事業名	期 日	会 場	対 象
東海ブロッククラブネットワークアクション2025 第1回実行委員会	6月中旬～下旬	オンライン	幹事長及び事務局
東海ブロッククラブネットワークアクション2025 第2回実行委員会	11月7日(金)	静岡県静岡市	幹事長及び事務局
東海ブロッククラブネットワークアクション2025	11月8日(土)	静岡県静岡市	登録クラブ関係者

報告事項(2)

[総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会特別会計]

令和7年度総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会(ぎふ清流SCネット)
収支予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収入の部				
1 補助金等収入	500,000	500,000	0	
1 岐阜県スポーツ協会助成金	500,000	500,000	0	田口福寿会助成金(協議会支援事業)
2 会費・入会金収入	530,000	430,000	100,000	
1 総合型クラブ登録費	530,000	430,000	100,000	クラブ登録費10,000円×53クラブ(10クラブ増)
3 雑収入	1,000	1,000	0	
1 受取利息	1,000	1,000	0	
事業活動収入計(A)	1,031,000	931,000	100,000	
II 事業活動支出の部				
1 事業費	1,031,000	931,000	100,000	
1 会議費	31,000	0	31,000	総会・研修会飲料 18,200円(130円×70名×2回) 講師との打ち合わせ会議費 12,000円(1,200円×10)
2 旅費交通費	231,000	235,000	△ 4,000	登録審査委員会(幹事長)3,992円(3,992円×1名×1回) 常任幹事会 85,180円(4,259円×10名×2回) 専門部会 12,777円(4,259円×3名×1回) 総会 42,590円(4,259円×10名×1回) 講師旅費 47,600円(23,800円×2名×1回、 講師宿泊費 19,600円(9,800円×2名×1泊) スポ少連携事業コーディネーター等 19,240円(4,810円×4名×1回)
3 通信運搬費	11,000	15,000	△ 4,000	予備登録証郵送費 7,420円(140×53クラブ) その他郵送費 3,000円
4 消耗品費	8,000	11,000	△ 3,000	消耗品 8,000円
5 印刷製本費		0	0	
6 燃料費		0	0	
7 賃借料	39,000	54,000	△ 15,000	GMC会議室使用料 16,400円(4,100円×4回) プラザ会議室使用料 19,850円(7,200円×1回、12,650円×1回) GMC駐車場利用料 2,400円(100円×24回)
8 諸謝金	150,000	120,000	30,000	講師謝金150,000円(13,000円×3時間×2名、6,000×3時間×1名、6,000円×3時間×3名)
9 負担金支出	265,000	215,000	50,000	全国協議会への登録費納入 265,000円(5,000円×53クラブ)
10助成金支出	286,000	266,000	20,000	地区事業助成金 286,000円 (加盟クラブ数53×2,000円+30,000円×6地区)
11支払手数料	10,000	15,000	△ 5,000	振込手数料 10,000円
事業活動支出計(B)	1,031,000	931,000	100,000	
事業活動収支差額(A)－(B)	0	0	0	
当期収支差額(C)	0	0	0	
前期繰越収支差額(D)	368,000	472,000	△ 104,000	
次期繰越収支差額(D)+(C)	368,000	472,000	△ 104,000	

認証制度とは？



<認証制度について>

◆制度概要

- ◎ 地域課題の解決や、地域スポーツ環境の発展に繋がるタイプ認証を用意し、タイプ別の認証基準を具備していると認められる登録クラブを認証する制度。登録クラブが自らの希望により申請するもので、複数タイプの認証も可。

◆認証制度に関する規程等(令和7年4月1日施行)

- ・タイプ別認証規程(資料No.2)
- ・タイプ別認証審査・認定細則(資料No.3)
- ・タイプ別認証基準細則(資料No.4)

◆申請条件

- ① 登録クラブであること
- ② 総合型クラブとして法人格を有していること
- ※ その他、タイプ別認証ごとに申請条件を設ける場合がある。

◆タイプ別認証の種類

部活動の地域展開タイプ
※令和7年度から運用開始

部活動の地域展開において、地域スポーツクラブ活動の運営団体を担う資質を持った登録クラブを認証し、子どもたちの地域スポーツ環境の整備を促進する認証タイプ。

介護予防タイプ
(検討中)

介護予防を目的とした活動を実施する登録クラブを認証し、地域住民に対するスポーツを通じた健康づくりや健康増進、介護予防の発展・拡大を促進する認証タイプ。

障がい者のスポーツ推進タイプ
(検討中)

障がい者のスポーツ環境の充実に取り組む登録クラブを認証し、障がい者がスポーツを行う場の提供や、スポーツを楽しめる環境の整備を促進する認証タイプ。

認証制度の基本方針

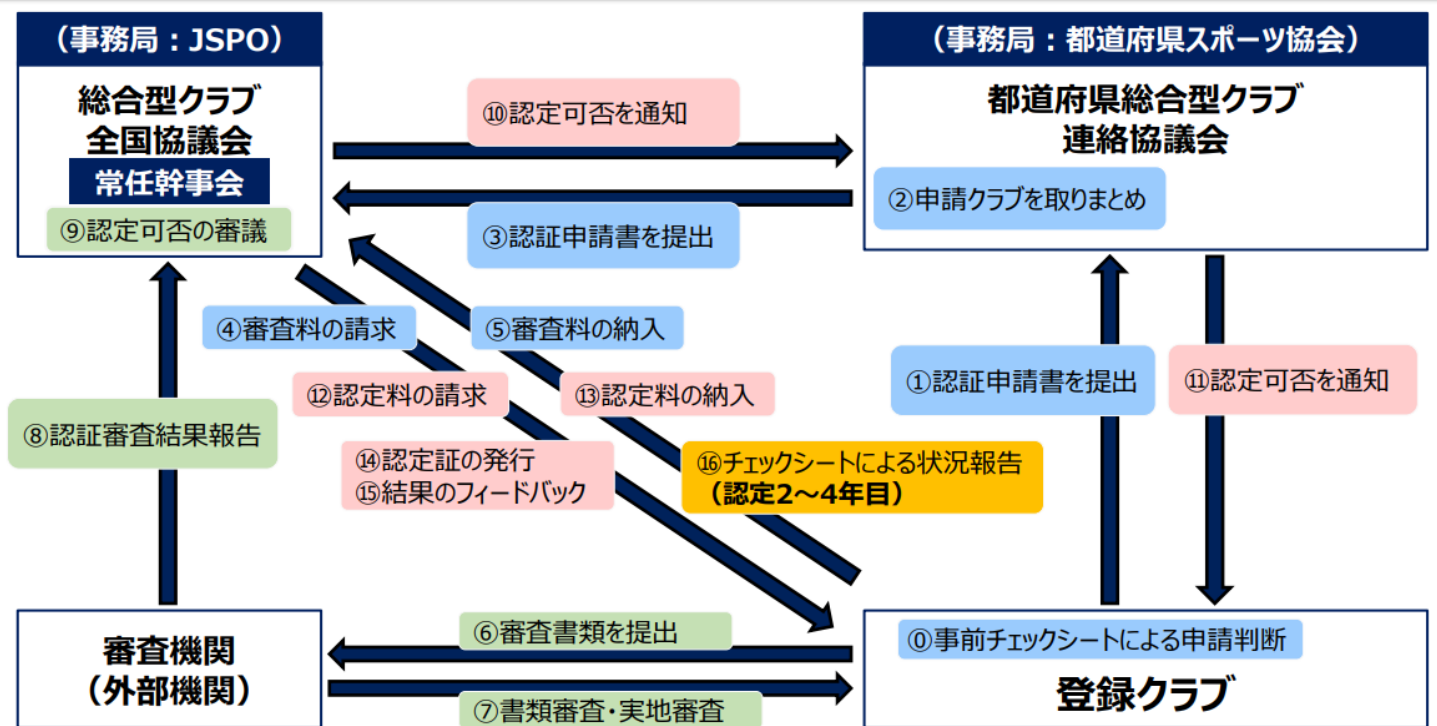


認証制度の在り方：

▶登録クラブの更なる発展や成長を促し、支えていくための制度として、登録クラブが自らの希望により申請するもの

ターゲット	◎タイプ別認証の分野に取り組んだ実績があり、 <u>更なる発展を目指す登録クラブ</u> (例)部活動の地域展開タイプ 部活動の地域展開において、地域スポーツクラブの運営団体としての実績があり、自クラブが主体となって、地域展開の範囲を拡大することを目指しているクラブ
基準のポイント	◎タイプ別認証の分野に必要となる、 <u>組織としての資質</u> を評価する (例) 安全安心な／持続可能な運営・活動を行うための仕組みや体制が整備/計画されているか (例) 活動・取組に必要となる専門知識／技能を持つ人員配置やリスク対策等を講じているか 等
メリット	◎行政や各タイプ別認証分野の関係団体との連携強化・促進 ⇒補助金／助成金／事業受託の獲得・継続 等 ◎認証申請が自己点検機会となり、質的向上に繋がる ◎認証クラブ同士でのネットワークが広がる 等

認証制度の手続きフロー



©2025 Japan Sport Association All Rights Reserved.

認証審査料・認定料について

◆ 認証費用の内訳

① 審査料

クラブが負担する費用：**30,000円(税抜)／1タイプ**

JSPPOが負担する費用：約17万円(税抜)
 ※国庫補助金(地域のスポーツ環境基盤強化)を充当

1クラブあたりの認証審査費用：約20万円(税抜)

申請クラブ

審査料：**30,000円(税抜)**



審査費用：約20万円(税抜)

審査機関

審査機関の業務内容

クラブへのコンタクト (提出に関する問い合わせ対応等)
事務局間打合せ
審査
・審査様式への落とし込み
・エビデンス資料確認
・書類審査

② 認定料

認定「可」となったクラブ

認定料：**10,000円(税抜)／4年**



※認定料は、以下の用途を予定
 ● 認証クラブのネットワーク化
 ● 認証クラブの事例収集・発信
 ● 認証制度の普及・発展施策 等

報告事項(4) SC 全国ネットワークの取組について(R6. SC 全国総会資料より)

- 総合型クラブとスポーツ少年団の連携体制の構築について
- 企画部会、広報部会、男女共同参画部会の取組について

総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団との連携体制構築に向けた取組の背景と期待される効果



JSPO
Japan Sport Association



社会課題	>人口の減少 >少子高齢化	
スポーツ全般の課題	>スポーツ人口の減少、スポーツに関わる担い手不足 >少子化により運動部活動の運営体制の維持が困難 >スポーツをする機会の減少⇒スポーツをする子どもの減少、子どもの体力低下 >不適切行為の根絶が困難	

スポーツをする場が無くなってしまふ

個々の課題	総合型地域スポーツクラブの課題	スポーツ少年団の課題
	>自主財源の確保 >指導者、マネジャー等の確保 >事務局運営に係る後継者の確保 >行政等公的機関からの認知不足 等	>少子化率を上回る規模での団員数の減少 >組織理念と実際の活動との乖離 ・勝利至上主義、暴力等不適切行為事案 等 >地域社会からの認知度の低迷
共通の課題		
>活動場所の確保 >担い手の人材不足 >財源的困窮 >中高生年代の会員不足		

課題解決のために、スポーツ少年団と総合型クラブの連携が不可欠

©2025 Japan Sport Association.

2

総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団との連携体制構築に向けた取組の背景と期待される効果



JSPO
Japan Sport Association



総合型クラブとスポーツ少年団が連携することにより…

期待される効果	総合型クラブ スポーツ少年団	理念の共有および運営体制の連携による 地域スポーツ環境の基盤強化とガバナンス向上	経営資源の共有(人材、活動場所(公共施設等)、 助成金、会員)
		ブランド力の相乗効果による地域社会や 行政における認知度向上	スポ少の人材育成システムを基盤とした 人材(指導者・マネジャー・後継者等)の確保
	行政	公共施設の効率的な活用	支援策の一本化
	地域住民	生涯を通してスポーツに関われる体制の充実 (する・見る・支える)	地域スポーツに関する情報の一元化
		地域コミュニティの活性化	認知度向上による安心感
	子ども	活動の選択肢(種目、志向等)の拡大 安全安心な環境でのスポーツ実施	活動環境の充実(指導内容、施設、用具、人数) 多様な人々と交流する機会の増加

- 部活動の地域連携や地域クラブ活動移行の受け皿としての体制確立
- 子どものスポーツ機会の増加により子どものスポーツ権の確保
- する、みる、ささえるスポーツ人口の増加

3

総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団の連携体制構築イメージ



地域にあるスポーツクラブや団体が…

- 互いに認知し、相互尊重し、連携
- 特徴を活かし、多様なニーズに応えるスポーツ活動の提供に貢献
- 資源を共有し、スポーツ活動の充実に貢献(持続可能性の向上、機会の拡大、質の向上)

最終目標

**JSPPO地域
スポーツクラブ(仮)**

最終目標と現状のギャップを埋めるため、
総合型クラブとスポーツ少年団の連携におけるフェーズⅠ～Ⅲの目標を設定

現状

総合型地域
スポーツクラブ

スポーツ
少年団

**フェーズⅠ
(2024～2025年度)**

総合型地域
スポーツクラブ

連携

スポーツ少年団

**フェーズⅡ
(2026～2027年度)**

総合型地域
スポーツクラブ

連携

スポーツ少年団

**フェーズⅢ
(2028～2030年度)**

JSPPO地域スポーツクラブ(仮)

総合型地域
スポーツクラブ

スポーツ少年団

★連携開始

<取組>

- ◎総合型クラブと少年団の連携促進会議の設置
(統括組織の連携)

- ◎連携促進の具体的施策を検討・実施

★連携拡大

<取組>

- ◎連携促進の具体的施策の拡大

- ◎「地域スポーツクラブ」の概念の普及
…住民が主体的に運営するスポーツ団体
(スポーツ基本法より)※今後の法改正も視野に入れる

★「JSPPO地域スポーツクラブ(仮)」 制度の構築

<取組>

- ◎総合型クラブ・スポーツ少年団の登録制度の統合

- ◎「JSPPO地域スポーツクラブ(仮)」としての認知拡大

企画部会 取組概要



■取組項目

1. 登録基準細則個別基準(1)③必ず満たすべき運用ルール「適切なスポーツ指導者を配置している」の見直し

⇒改定案について協議し、常任幹事会に提案

2. 令和6年度スポーツ安全協会助成事業の取組

⇒各種セミナーの開催

- ①法人格取得推進セミナー(令和6年10月30日開催済)※アーカイブ配信済

参加者数:49名

- ②スポーツリスクマネジメントセミナー(令和6年12月20日開催済)※アーカイブ配信済

参加者数:984名

⇒学校部活動地域連携・地域クラブ移行に取り組むクラブ事例動画の作成(令和7年3月上旬公開予定)

3. 人材育成施策の検討

⇒令和7年度以降に実施する人材育成施策を検討→第3回企画部会(2/28開催予定)で検討予定

■取組項目

1. 広報物の作成

- ①「総合型クラブ創設ガイド」のリニューアル
 - ②「クラブのらくらく広報」の改訂
 - ③総合型クラブ周知リーフレット(行政機関向け)PDF版の作成
- ⇒ 3月完成予定

2. 協賛企業の獲得

⇒クラブ育成事業への協賛に向け、JSPOオフィシャルパートナーに対し、協賛活動を提案

3. 公式メールマガジンでの各種取組事例の発信

⇒各号(年6回/奇数月※3月号は今後発行予定)において、各種取り組み事例を発信

4. 都道府県協議会に対する現状把握調査の実施

⇒現状把握調査にて、各都道府県における登録クラブ周知に係る広報活動や登録クラブに対する優遇措置について情報収集を実施



▲「創設ガイド」「広報ガイド」表紙案

男女共同参画部会 取組概要

■取組項目

1. 男女共同参画に向けた取組の促進

①令和6年度総合型地域スポーツクラブ男女共同参画推進セミナーの実施(全2回)

【第1回】(令和6年10月3日開催済) ※アーカイブ配信済み

①「男女共同参画社会とは」

②「競技団体・民間企業における男女共同参画を取り入れたことによる効果と課題」
参加者数:43名

【第2回】(令和6年12月11日開催済) ※アーカイブ配信済み

①「クラブにおける男女児湯道参画の取組事例」

②「会議で自分の意見を伝えるために必要なスキル」
参加者数:44名

②クオータ制導入に向けた検討

地域クラブ全国協議会代表委員におけるクオータ制の導入を検討し、第2回常任幹事会に提案
令和6年度第2回総会及び第4回育成委員会にて協議予定

公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会
基本規程

第1章 総則

第1条（総則）

本規程は、公益財団法人岐阜県スポーツ協会（以下「県スポ協」という。）生涯スポーツ委員会が設置した総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会（以下「県協議会」という。）に関する基本原則を定める。

2 県協議会の略称は、ぎふ清流SCネットとする。

第2条（基本理念及び目的）

県協議会は、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が参集し、基本理念を体現する取組を行うため、総合型クラブ間のネットワークを構築し、相互の連携を図ると共に、公益性の高い持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着することを目的とする。

第3条（組織構成）

県協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する県内の総合型クラブを代表する組織体とする。

2 県協議会は、岐阜県内の総合型クラブのうち、本規程に従って登録した総合型クラブをもって構成する。

第2章 事業

第4条（事業）

県協議会は、第2条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）総合型クラブの情報交換と交流
- （2）総合型クラブの活動支援
- （3）総合型クラブの財源確保に対する支援
- （4）総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動
- （5）総合型クラブ育成に関する調査研究
- （6）総合型クラブの顕彰に関する研究
- （7）地区協議会並びに県スポ協加盟団体等との連携
- （8）その他目的達成に必要な事業

第3章 登録

第5条（登録）

県協議会への加入は、登録をもって行う。

2 登録に関しては、別に定める。

第4章 役員

第6条（種類及び定数）

県協議会に、次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 2名
- (3) 常任幹事 7名以上10名以内
- (4) 委員 第5条に基づき登録したクラブ（以下「登録クラブ」という。）

第7条（委員の選出）

委員は、登録クラブが、その役職員の中から1名を選出する。

第8条（常任幹事の委嘱）

常任幹事は、地区区分（岐阜、西濃、中濃、可茂、東濃、飛騨の6地区）ごとに委員の中から1名を互選し県スポ協生涯スポーツ委員会の承認を得て、県スポ協生涯スポーツ委員長が委嘱する。

- 2 前項のほか、県スポ協生涯スポーツ委員長は生涯スポーツ委員会に諮って県スポ協理事及び学識経験者から、1名以上4名以内の常任幹事を委嘱することができる。

第9条（幹事長の委嘱及び職務）

幹事長は、常任幹事の中から互選とし、~~県スポ協生涯スポーツ委員会の承認を得て、~~県スポ協生涯スポーツ委員長が委嘱する。

- 2 幹事長は、県協議会を代表し、業務を統括する。

第10条（副幹事長の委嘱及び職務）

副幹事長は、常任幹事の中から互選とし、~~県スポ協生涯スポーツ委員会の承認を得て、~~県スポ協生涯スポーツ委員長が委嘱する。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行し、又はその職務を行う。

第11条（任期）

役員の任期は、2年とする。選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当該年度最初の県スポ協生涯スポーツ委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補充役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、第6条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまではその権利義務を有する。

第12条（定年制）

幹事長及び副幹事長は、選任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。

第13条（解任）

幹事長、副幹事長、常任幹事及び委員が次の各号の一に該当するときは、本会生涯スポーツ委員会の決議によって解任することができる。

- （1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- （2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

第5章 総会

第14条（構成）

総会は、第6条に定める役員をもって構成する。

第15条（権限）

総会は、次の事項について決議する。

- （1）事業報告、決算、その他県協議会の活動に関する重要事項で幹事長の付議した事項
- （2）その他、県協議会の諸規程において総会による決議が必要とされた事項

第16条（開催）

総会は、毎年1回以上開催する。

第17条（招集）

総会は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 前項のほか第20条に定める常任幹事会が必要と認めたとき、又は委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、幹事長は2週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。

第18条（出席）

総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一の目的事項について再度招集したときはこの限りではない。

- 2 構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は当該構成員が所属する登録クラブの役職員に委任することができる。この場合、当該構成員は総会に出席したものとみなす。

第19条（決議）

総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。

- 2 前項の規程にかかわらず、その他本規程で定められた事項を決議する際には、当該事項に関わる規定に準ずる。
- 3 総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。

第6章 常任幹事会

第20条（構成）

常任幹事会は、第6条に定める幹事長、副幹事長及び常任幹事をもって構成する。

第21条（権限）

常任幹事会は、次の職務を行う。

- （1）事業計画、予算の決定
- （2）県協議会の業務執行の決定
- （3）常任幹事の職務執行の監督
- （4）専門部会の設置
- （5）専門部会の部会長及び部会員の選任・解任
- （6）その他、県協議会の諸規程において常任幹事会による決議が必要とされた事項

第22条（開催）

常任幹事会は原則として年に2回以上開催する。

第23条（招集）

常任幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

第24条（出席）

常任幹事会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。

- 2 構成員が常任幹事会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、当該構成員は常任幹事会に出席したものとみなす。

第25条（決議）

常任幹事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。

- 2 常任幹事会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する常任幹事会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって常任委員会の賛成決議に代えることができる。

第7章 専門部会

第26条（設置）

県協議会は、常任幹事会の決議を経て専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会は、第4条の事業に関して調査研究を行い常任幹事会に意見を具申する。

第27条（構成）

専門部会は、それぞれ部会長及び若干名の部会員をもって構成する。

- 2 専門部会の部会長及び部会員は、県協議会役員、県協議会の事業に関し知識・経験及び熱意を有

する者のうちから、常任幹事会の承認を得て幹事長が委嘱する。

第 28 条（任期）

専門部会の部会長及び部会員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当該年度最初の生涯スポーツ委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による部会員の任期はほかの部会員の残任期間とする。

第 29 条（招集）

専門部会は、それぞれの部会長が招集し、その議長となる。

第 30 条（細則）

本規程によるもののほか、各専門部会について必要な事項は、常任幹事会が別に定める。

第 8 章 会計

第 31 条（会計）

県協議会の会計は、各種補助金、助成金、寄付金、登録料、事業に伴う収入、その他の収入をもって支弁し、県スポ協の会計処理規程の定めるところにより、処理する。

第 9 章 事務局

第 32 条（事務局）

県協議会の事務は、県スポ協事務局において処理する。

第 33 条（事務局に関する規程）

本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、県スポ協の定めるところによる。

第 10 章 改定

第 34 条（改定）

本規程は、常任幹事会及び総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得たのち、県スポ協生涯スポーツ委員会の承認を受けて変更することができる。

附則 1 本規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2 令和 4 年度の登録が完了し本規程による役員が置かれるまでは、ぎふ清流の国 S C ネットワーク令和 3 年度の役員が代わりとなる。会長は幹事長、副会長は副幹事長、常任委員は常任幹事、委員は委員とする。

附則 3 本規程は、令和 6 年 7 月 24 日から一部改定する。